令和８年（フ）第４３４４号
大阪府茨木市総持寺１丁目15番22号　ライブハイツ総持寺　206号、前住所大阪府高槻市津之江北町28番11号
債務者　井手　夏生
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３７１号
大阪府枚方市大峰元町１丁目24番１―201号
債務者　三浦　淳子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３９９号
大阪市平野区加美北３丁目２番６号　パラシオ利川　202、前住所大阪市生野区小路東６丁目８番17号　昭和エクセルビュー東大阪503
債務者　伊藤　嘉人
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６６号
大阪市東成区大今里西１丁目28番12号　ラパンジール大今里　８Ａ号
債務者　秋山真貴子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４９号
大阪市住吉区千躰１丁目３番20―401号
債務者　佐藤佐和子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６３９号
大阪府門真市三ツ島５丁目30番19号
債務者　森崎　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６５８号
大阪市大正区泉尾２丁目２番４―503号
債務者　横沼　理絵
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６８９号
大阪府池田市井口堂２丁目４番１―213号
債務者　島端　裕克
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０５号
大阪府八尾市西山本町６丁目６番15号　喜多ビル３Ｆ
債務者　中　　里美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２５号
大阪市東淀川区淡路３丁目20番47―106号
債務者　藤川　正博
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３０号
大阪府池田市栄本町６番15―401号
債務者　白木　久美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６８号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目25番25号　チュリスアベノ201号
債務者　森岡　沙智
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４９号
大阪府守口市佐太中町２丁目26番９号
債務者　桑原　江里
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８４１号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目12番16―114号
債務者　久保田美智子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１１号
兵庫県西宮市門戸荘17番50―401号
債務者　山下優太郎
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５５１号
兵庫県西宮市下大市東町３番９―204号
債務者　笹川真美恵
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５５３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目21番23号　ニューサンヤマイチ　40Ａ、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目36番45―505号
債務者　河野　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係